

[事案 2021-268] 損害賠償請求

・令和4年8月12日 裁定終了

<事案の概要>

解約を依頼した契約が自動振替貸付により継続していたことを理由に、自動振替貸付金の利息相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年9月に代理店を通じて契約したことも保険について、以下等の理由により、自動振替貸付金の利息相当額を損害賠償してほしい。

- (1)平成29年10月、募集人に対し、経済的な事情により解約したい旨を伝えたところ、「そのまましておけば大丈夫」と説明されたため、何もしなければ解約または失効により終了すると考えて、そのままにした。
- (2)令和3年9月、契約が継続していることが判明したため解約したところ、解約返戻金から自動振替貸付金および貸付利息が差し引かれていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成29年10月頃、募集人が申立人から解約の申出を受けた事実はない。当時失効中であった医療保険および収入保障保険について、申立人から保険料を支払えないと相談があり、「失効しているのでそのままでもいい」とは回答したが、これは、本契約についての会話ではなかった。
- (2)令和2年4月、申立人は当社カスタマーセンターに対し、本契約に関する保険料の支払状況と、解約できるかどうか問い合わせをしている録音記録がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、平成29年10月頃のやり取りの状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、自動振替貸付金の利息相当額の損害賠償は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。